平成２５年（フ）第６号
岡山県津山市井口130番地、住民票上の住所岡山県津山市志戸部728番地１
債務者　杉山　正男
１　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９号
岡山県久米郡久米南町羽出木772番地
債務者　横部　圭司
１　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２１号
福岡県飯塚市柏の森109番地３　市営金池住宅１棟４号
債務者　松本　忠次
１　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２２４号
北九州市小倉北区今町１丁目２番１―506号
債務者　島居　園子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２８号
北九州市若松区高須南４丁目２番７―304号
債務者　京柄　　登
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３２号
北九州市八幡西区本城東４丁目５番６―302号
債務者　岡野智栄子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９４号
宮崎市大字恒久5726番地１　新道アパート201号
債務者　加藤　敏博
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９９号
宮崎市福島町３丁目22番地４　ＳＩ福島203号
債務者　安藤　基輝
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６２号
沖縄県浦添市港川１丁目32番７―605号　クレセール港川
債務者　屋富祖穣治
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１２号
兵庫県明石市魚住町清水1320番地の１、前住所福岡県糸島市波多江駅北１丁目３番１―1004号
債務者　増田まき子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地740―1202号
債務者　関口　順子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
神戸市西区平野町慶明花岡77　特別養護老人ホーム花園ホーム、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟301号
債務者　神谷　行雄
成年後見人　川村　鉄平
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
神戸市西区美穂が丘１丁目３番地　市住14―105号、前住所神戸市西区高雄台26番13号
債務者　富森　誠三
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
広島県福山市引野町北２丁目11番１号　クレシェンド緑ヶ丘204
債務者　永井　信吉
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７６号
北九州市門司区上二十町９番15―301号
債務者　中牟田　勇
１　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６４号
大阪市東成区中道１丁目９番12号　しんわハイツ森ノ宮408号
債務者　梶山　美幸
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部